

## 改正労働者派遣法・改正雇用保険法成立

3月28日、参議院本会議で改正労働者派遣法・改正雇用保険法が成立しました。

改正労働者派遣法は、2010年3月に通常国会に上程されましたが、継続審議となっていました。今回の改正法案では登録型派遣や製造業派遣の禁止が削除されて国会に提出されましたが、派遣労働者の保護規制部分は実現することとなり、大

きく前進しました。登録型派遣や製造業派遣の在り方等については改正法施行1年後を目途に労働政策審議会で改めて議論されます。

改正雇用保険法は、現下の厳しい雇用失業情勢の中、リーマンショック以降に実施している2011年度末までの暫定措置を2013年度末まで延長することが主な改正内容です。

### 【改正労働者派遣法の概要】

#### 日雇い派遣の禁止

日雇い派遣（日々または30日以内の期間を定めて雇用する労働者派遣）を原則禁止。

#### マージン率開示

派遣労働者の待遇改善のため、派遣会社が派遣料金と賃金の差額の比率をインターネット等で公表するよう義務付ける。

#### 違法派遣における雇用申し込みみなし規定

派遣先企業が契約期間を超えて働かせる等、違法な派遣があった場合、派遣先企業が直接雇用しているとみなす「みなし雇用制度」を法施行3年後に導入する。

#### 欠格事由の追加

一般労働者派遣事業の許可を受けるための許可要件である「欠格事由に該当しないこと」の「欠格事由」に以下を追加した。

- ・派遣法に抵触するような行為をし、許可の取り消しを命じられた場合、そこに関与している役員なども5年間は欠格事由者となる。
- ・暴力団関係者

### 【改正雇用保険法の概要】

#### 個別延長給付の延長

解雇・倒産・雇止めによる離職者について、年齢や地域を踏まえ、特に就職が困難と認められる場合に給付日数を最大60日延長する暫定措置を2年間（2013年度末まで）延長する。

#### 雇止めによる離職者に対する給付日数の拡充措置の延長

雇止めにより離職した者の給付日数（90～150日）を、解雇・倒産による離職者の給付日数（90～330日）並みとする暫定措置を2年間（2013年度末まで）延長する。

#### 積立金の特例措置の延長

失業等給付の積立金から雇用調整助成金の支出のために必要な額の借入れを可能とする暫定措置を2年間（2013年度末まで）延長する。